

「徳島県男女共同参画基本計画(第5次)」素案に係るパブリックコメント実施結果

令和5年1月16日から同年2月15日までの間、オープンとくしま・パブリックコメントを実施したところ、26名の方から97件のご意見をいただきました。寄せられたご意見に対する県の考え方は、次のとおりです。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
1	p.19(2) 国のAV新法が適法業者や演者への弾圧法だと問題になっているなか、AVそのものを「性犯罪・性暴力」と括る事には憤りを感じます。 出演契約の問題は労働問題とすべきではないでしょう。同様の問題はAV以外の芸能界でも起こっています。	令和4年に成立した「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するため性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」(以降「AV出演被害防止・救済法」という)は出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護し、性行為の強制の禁止・出演契約の特則等により、出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資することを目的としており、県においてもこの法律に基づき、AV出演強要等による被害に対する支援や未然防止に向けた取組を進めて参ります。
2	「AV対策」という表記について 概要及び素案に「AV対策」という文言が見受けられます。 正確には、AV詐欺や強要などであり、「AV対策」と言う名目で性犯罪などと言うワードと並列で並べしまうと、特定の職業への差別や偏見に繋がります。 AV強要や、詐欺被害を防ぐためという趣旨には賛同しますので、文言の一部を修正してください。	「AV対策」は、「AV出演被害防止・救済法」に基づくAV出演強要等による被害に対する支援や被害の未然防止に向けた取組を示しております。いただいたご意見を参考に、誤解を招かない表記に修正いたします。
3	p41(2)④ “有害な情報への実効ある対策” →「有害な情報」というのは誰がどのように決めるのでしょうか？ 恣意的な運用が懸念されるため、具体的な文言や事例への修正を希望します。	女性や子どもの人権が侵害されることのないよう、関係機関と連携し、個別の事案に適切に対応して参ります。
4	第2章において、「ジェンダー・ギャップ(男女格差)指数(2022)」において146か国中116位との文言がある。だが、このジェンダー・ギャップ指数は算定基準に問題が指摘されている。ジェンダーギャップ指数が用いているような単純な教育段階別の就学率GPIでは、その国の教育分野におけるジェンダー問題を捉え切れない。日本はジェンダーギャップ指数の教育分野で満点近い点数をだしているが、日本で女性の大学院生の数は男性の半分以上しかおらず、STEM教育分野での女子学生比率が先進諸国でほぼほぼ最低の水準、といった問題は、ジェンダー・ギャップ指数では取りこぼされている。 単に話題になっているからと言う理由で、不正確な指数を採用、基本計画のスタートにおくとは何事か。本当に県民の抱える困難や問題を把握するつもりであれば、流行りの横文字に飛びつくような真似は厳に慎むべきである。	「ジェンダー・ギャップ(男女格差)指数」については、世界経済フォーラムが、経済・教育・健康・政治の4分野毎に、各国の資源や機会が男女間でどのように配分されているかを数値で算出したものです。2005年から毎年発表されており、各国における男女共同参画の推進状況を国際的に比較するに当たり、参考となる指標であるものと考えております。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
5	p40(2)多様な人権尊重において、『性的指向や性自認等を理由として困難に直面している人々』とあるが、これはどういうことか。 UKやEUでは既に『性自認が女である』ことを理由にした、GID特例法の要件を満たさない男性を『トランスジェンダー女性』として扱い、『女性用スペース』を使わせろ、という『性自認至上主義/トランスジェンダリズム』が性犯罪を増やした。また、若年者に対して、親に内緒でセクシュアルマイノリティのつどいに来よう誘い、そこで『性自認がゆらぎがちな思春期の若者』を「あなたはトランスジェンダーである。性別違和をこのように医者に訴えれば、SRS手術で性転換ができる」等と洗脳し、侵襲的で不可逆的な性別変更手術を奨励する事例も、EUやカナダで問題となっている。 このため、UKでは『トランスジェンダー女性』は身体が男性であれば、性自認が女性であっても、男性用スペースを用いるべきである』という方向に司法判断は変化している。女性用の浴場やトイレ、更衣室が造られた歴史からいっても、これは当然とすべき。 『性自認が女性であれば、女性として女性用スペース利用を認めるべき』といった、性自認至上主義/トランスジェンダリズムを、セクシュアルマイノリティ教育の内容として取り入れるべきではない。「口先だけなら何でも言える、男性犯罪者の手口」として、啓発すべき内容である。	性的指向・性自認を含む、年齢や性別、国籍、民族、障がいの有無など、様々な理由で精神的な苦痛や、日常生活への影響など深刻な人権問題に繋がることもあると認識していることから、市町村・関係団体等と連携し、多様性への理解促進を図って参ります。
6	p2ほか多数にて『我が国は、「ジェンダー・ギャップ(男女格差)指数(2022)」において146か国中116位と先進国の中では、最低水準である。』という文言、それに準じる表現が出てくる。しかし政治・経済・健康・教育と項目が分かれている点や、4つの項目のうち教育・健康に関しては現状で1.0かそれに近い値が出ていることを把握しているのか。一般にジェンダーギャップ指数の定義・計算方法まで知っている人は必ずしも多いと言えないと思われるが、その一般の人々にはまるであらゆる項目で結果が悪いという誤解をまねく表現と思われる。あまり文書の文字数やスペースに余裕はないが、表現をより正確に修正する方がよいという意見を提示する。	「ジェンダー・ギャップ(男女格差)指数」については、世界経済フォーラムが、経済・教育・健康・政治の4分野毎に、各国の資源や機会が男女間でどのように配分されているかを数値で算出し、2005年から毎年発表している旨を第2章の注釈に記載しております。
7	p18 “暴力の加害者にも被害者にもならない予防教育”について、「男性加害者から女性被害者への暴力」だけでなく、「女性加害者から男性被害者への暴力」や「同性間での暴力」も存在することを踏まえ、いずれの性別も加害者・被害者どちらの立場にもなり得るという公平な内容となることを期待します。また、基本計画全篇に渡り、女性に対する暴力には度々言及がある一方、男性に対する暴力への対策については記述がありません。現在の内容では、男性が被害者となる暴力根絶策の実施根拠として弱いと感じますので、「男性に対する暴力根絶」についても同様に掲げるか、または「女性に対する暴力」の箇所を「全ての暴力」と表現し、性別に関わらない対策を実施可能とすべきと考えます(同様の文言が複数箇所に渡るため、全てについては指摘できておりませんが、ご了承願います)。	県では、性別を問わず、暴力は重大な人権侵害であるとの認識の上、配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力等の防止や被害者支援を実施しております。社会における男女間の格差により、弱い立場になりやすい女性に被害者が多い現状に対応するため、女性に対する暴力の根絶について、重点的に取り組んでいるところです。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
8	p30＜現状・課題・その解決に向けての方向性＞の3段落目にありますように、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が個人の個性と能力に基づいて活躍できる社会の形成は確かに重要です。しかし一方で、従来の性別役割分担意識に沿う形での暮らしを否定したり、固定的な性別役割分担が含まれる表現や発信を制限したりすることのないようお願いいたします。 関連して、同課題の推進方策(1)の②の項目については、非常によいことだと考えています。また、⑦については、“性別に基づく固定観念”を押し付ける主張を含む内容でなければ、例えば単に男性が仕事をし女性が家事をしている等の表現については、排除する必要はないと考えます。	本計画において、性別に関わらず、個人の希望に沿った生き方・働き方ができる社会の実現を目標としております。職業生活と家庭生活との両立に関しては、当然に本人の意思が尊重されるべきものであり、家庭生活に専念するという選択も尊重される必要があります。素案主要課題3＜現状・課題・その解決に向けての方向性＞にも記載しております。いただいた意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
9	p30＜現状・課題・その解決に向けての方向性＞5段落目 p31 ⑧ メディアという表現は広く捉えれば個人のSNSをも含む広い範囲を指し示す言葉であり、広範に行政が表現を規制すると捉えられかねない。必ずしも「男女共同参画社会の形成を阻害するような表現」との言葉が示すものは明らかでないが、エンターテインメント表現においては、結果的に男女共同参画ではない状態を表現するものもあり、そのような表現についてまで、行政が表現しないよう働きかけることはいすぎであり、文言を限定的なものに修正するべきである	メディアとの関係については、表現の自由を十分に尊重しながら、メディア側の自主的な取組を促すものです。いただいたご意見を参考に、誤解を招かない表記に修正いたします。
10	p9「(3)男女間賃金格差への対応」の部分について、男女間の賃金格差は、女性が非正規雇用労働者が多いために男性と賃金格差がうまれていると解釈されてしまいます。 これを読んだ正規雇用労働者として働く多くの女性が落胆してしまうと私は思いました。 内閣府や厚生労働省から出ているデータでは、同じ会社の正規雇用の男女、同じ役職、同じ勤続年数、同じ非正規雇用労働者のいずれも男女の賃金差があると出ています。 正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差と男女の賃金格差は分けて記載された方がいいと思います。	非正規雇用労働者の正規化の促進については、県の主な取組を例示したのですが、男女間の賃金格差の解消に向け、関係機関と連携しながら、各種法令の周知や情報提供等にも取り組んで参ります。 なお、文言の見直しについては、いただきました御意見を参考に検討させていただきます。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
11	p11①について、現在、テレワークで働き始めたい主婦の中で、そこまで際立ったスキルがない人材について、“企業側がマネジメントしきれない”“企業側にマネジメントノウハウがない”という理由でオンラインで働きはじめることができないという課題があります。結果的にそういう人材はパート等の現場仕事に就職するしかなく、働き方が多様な社会に、企業側がまだ働き方の選択肢を提供できていません。 そこで、施策として ・テレワーク社員のマネジメントノウハウの企業側への教育を提案します テレワークで人をマネジメントするノウハウがない企業は、現在「出社できる人」を採用する方式に戻っています。テレワークで社員をマネジメントするノウハウ、また、テレワークでバックオフィス業務を個人の業務委託として外注するノウハウが企業内にたまっていけば、企業の中長期的なリスク軽減、生産性の向上につながります。女性の働く環境を整備する上で、企業のオンラインマネジメントスキルを高めていく方を提案します。 私自身が企業と主婦を繋いでお仕事を開始してプロジェクト等に携わり、現場に居合わせる際に、企業側が仕事を定義化できずにオンラインで主婦に仕事をうまくふることができないという場面によく直面します。 ①そもそもリアルでやっていたものをオンライン化する ②それをオンラインの相手にわかるように説明して、成果を定義化する ③チェック等の仕組みを設けて仕事がしっかりとまわるようにする この仕組みをまわせる企業が少ないために、テレワークが伸びないという現場をみてきました。このスキルとノウハウが企業にたまれば、多くの仕事がテレワークで実施できるようになると考えます。 ・女性活躍・子育て支援リーディング企業表彰の広報強化と啓蒙 現在、テレワーク等で多様な人材を採用するインセンティブが企業側に少ないため、余裕のある企業しかそれを実行できていません。女性をテレワーク等で柔軟に採用し、育てていくことは企業の発展に欠かせない施策であり、それを実施することで、企業側に大きなメリットがあるという状態をぜひ官の施策を通じて実現していただきたいと思います。	テレワークの推進については、「テレワークセンター徳島」を拠点として、「サポーターズ企業」と連携しながら、県内企業のテレワーク導入をして参ります。 また、テレワーク導入企業のインセンティブについては、令和4年度から「テレワークdeはぐくみ支援表彰」を新設し、テレワークを活用した子育てに優しい職場環境づくりに積極的に取り組み、その功績が特に優秀と認められる企業を知事表彰しております。今後も、関係機関や関係部局と連携し、周知・啓発を行って参ります。
12	徳島県が「男女共同参画社会立県 とくしま」を宣言する。	素案第2章において、「男女共同参画立県とくしま」のめざすべき姿を明記し、その実現に向けて取り組むこととしております。
13	徳島県が内閣府男女共同参画局と男女共同参画社会施策に関して、緊密な連絡調整を行う。	男女共同参画基本法において、地方公共団体は、国の施策に準じた施策を作成することとなり、徳島県においても、国の男女共同参画基本計画や各種施策に準じた施策を中心に男女共同参画を進めて参ります。
14	徳島県が国の「男女共同参画社会基本法」と徳島県の「男女共同参画社会推進条例」との間で一体化・整合性を図る。	男女共同参画基本法において、地方公共団体は、国の男女共同参画基本計画を勘案して、当該自治体の基本計画を定めることとなり、徳島県においても、国の男女共同参画基本計画や各種施策に準じた施策を中心に男女共同参画を進めて参ります。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
15	徳島県が男女共同参画社会の推進に向けて、お茶の水女子大学・奈良女子大学・日本女子大学・東京女子大学・津田塾大学・大妻女子大学・共立女子大学・実践女子大学・京都女子大学(京都女子大学には法学部がある)との間で男女共同参画社会に関する包括的な連携協定を締結する	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
16	徳島県が女性の高度人材(博士号の学位を有する女性・医師・歯科医師・薬剤師・獣医師・弁護士・不動産鑑定士・公認会計士・税理士・一級建築士・弁理士・技術士・中小企業診断士・社会保険労務士・特許発明者)の人材養成に力を入れる。	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
17	徳島県及び徳島県教育委員会が一体となつて、公立小学校の学校長は女性学校長にする。(所謂お母さん校長先生) ※ 日本女子大学附属豊明小学校	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
18	徳島県が国際女性教育振興会徳島県支部、ガールスカウト日本連盟徳島県支部、徳島県婦人団体連合会等の女性団体に物心両面からの支援を行う。	現在、様々な団体と連携を図りながら施策を進めております。いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
19	徳島県が地域の公民館で開催されている女性学級に物心両面からの支援を行う。	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
20	徳島県の行政指導で、徳島県下全ての市町村役場内に市町村男女共同参画センターを開設させる。	県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言等を行っており、今後も連携して取り組んで参ります。
21	徳島県が国の男女共同参画基本計画と徳島県の徳島県男女共同参画基本計画との一体化・整合性を図る。	男女共同参画基本法において、地方公共団体は、国の男女共同参画基本計画を勘案して、当該自治体の基本計画を定めることとなっており、徳島県においても、国の男女共同参画基本計画や各種施策に準じた施策を中心に男女共同参画を進めております。
22	女性による改善及び改革ができる起・承・転・結人材の市町村女性議員、県議会女性議員、国会女性議員を増やす。	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
23	ジェンダーギャップの順位については私もニュースで見てもショックを受けるとともに、共働きでも家庭の事や子育ての事は女の人がするのが当たり前のように思っている自分の周りの人を見ると、納得いくところもありました。自分も含め、この意識を変えていかないと、自分たちの後の世代のためにもならないと感じます。教育、啓発をぜひお願いします。	男女共同参画基本法において、地方公共団体は、国の男女共同参画基本計画を勘案して、当該自治体の基本計画を定めることとなっており、徳島県においても、国の男女共同参画基本計画や各種施策に準じた施策を中心に男女共同参画を進めております。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
24	p8(2)について女性のキャリアアップに対する支援、デジタル人材の育成とあるが、表題に書くとは強調してしまい、キャリアアップにデジタルが不足しているかのように思えてしまう。支援の一つとして位置付けてはどうでしょうか。	令和4年6月に国の男女共同参画推進本部等が決定した「女性版骨太の方針2022」において、女性の経済的自立を図るための1つの施策として「女性デジタル人材の育成」があげられており、県でもこの方針に基づき、就労に直結するデジタルスキル等の取得やDX推進のためのリカレント教育等を施策として位置付けております。
25	p8(2)①出産や育児、介護等により離職せざるを得なかった女性の再就職支援はもちろん大事だが、離職をしなくて済むことが企業にとってもメリットであり、それを支援することも同じぐらい必要だと考えます。具体的に家事代行サービスなどの補助金を政策に取り入れていただきたい。	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
26	p9(3)非正規を正規雇用へ、ぜひ促進していただきたいです	非正規雇用労働者を正規雇用へ転換した企業を支援する等、引き続き、「雇用の安定化」を促進して参ります。
27	主要課題7について、生理や更年期についての理解を職場で深めていくことを推進して欲しい。働く女性のメンタルケア、具体的には生理休暇の推進を。	生理休暇をはじめとする法定休暇のみならず、病気休暇など様々な特別休暇についても取得を推進し、個々の事業に応じ、多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現を目指して参ります。 (主要課題2(2)働き方改革の推進)

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
28	計画の具体的な施策を実施いただくために、次のとおり提言します。 離職者・未就業者向けだけでなく、就業中の女性に対するICTスキルの底上げとして、基礎的なスキルアップ支援が必要であること 対象となる施策番号： 1-1-(2)女性のキャリアアップに対する支援、デジタル人材の育成 1-2-(1)テレワークの一層の普及など、多様で新しい働き方の創出 ○ p8の「(2)女性のキャリアアップに対する支援、デジタル人材の育成」の項における①～⑦の施策では、それぞれ「離職者・未就業者」「女性管理職」「企業のDX担当者」を対象としたものや、「社会進出などレベルの高い活動・スキルのための講座」となっています。 ○ 現在の施策では、就業中の女性に対する施策の不足、および基礎的なICTスキルアップ施策が不足していると考えます。具体的には項番⑧を追加新設し、「⑧ 就業中の女性のキャリアアップ・育成支援策として、離職者と同等もしくは現場で必要とされるレベルに応じた基礎的スキルアップ講座を実施します。」などの文言追加を要望します。 ○ 当社では、幅広い職種を対象とした採用活動を行ってきました。採用活動および採用後の社内就業状況を鑑みた時に東京など都市圏での採用と比較し、ICTツールを利用した基礎的業務およびデジタル・テレワークとして必須の「報連相」に困難を極める人材が多いと考えています。これは徳島県だけの状況ではなく、他の地方採用にも共通した課題です。これは都市圏と比較して、既存の就業経験から基礎的なICTスキルを得ることが難しい現状に理由があると考えています。 ○ 令和4年度の内閣府「地方創生テレワーク推進事業」における協力事業者である当社は、地方におけるテレワーク推進の一環として、秋田県秋田市にて「IT基礎講座」を2022年11月から2023年2月までに6日間・計16回実施しました。その結果として既に50名以上の参加があり、「実際に使う画面を操作することができ、不安が減った」「テレワークを始めるためのスキルレベルがイメージができた」「市主催のパソコン教室などでも同じ内容を取り入れてほしい」などの感想を得ています。 ○ テレワークの普及によって、県外からの仕事を受託できる機会も含め、業務機会の増加可能性が高まっているにもかかわらず県内の女性の就業機会が伸び悩む理由として、「基礎スキルとしての一歩目ができないことにより、就業できない・継続できないこと」が大きく影響していると考えます。 ○ この状況を解決するためにも、女性のデジタル人材の育成、およびテレワークの一層普及にかかわる施策として、離職中・就業中を問わず参加できる基礎的スキル講座の実施・促進を要望します。	ICTに関するスキルアップについては、「とくしまスマートワークプロジェクト」で実施する「テレワーク講座」に組み込むこととしております。 離職中・就業中を問わず、個人のスキルやニーズに合わせて、できるだけ受講しやすい形を考えており、企業のリスキリングにも御活用いただけるよう、周知広報に努めて参ります。 なお、文言の見直しについては、いただきました御意見を参考に検討させていただきます。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
29	計画の具体的な施策を実施いただくために、次のとおり提言します。 就業者がよりスキルアップを目指すために、個人の意志に依存した“リカレント教育”だけでなく、企業と共に支援する“リスクリング支援”の導入を促すこと 対象となる施策番号： I-1-(2)女性のキャリアアップに対する支援、デジタル人材の育成 ○ 女性へのキャリア支援として「リスクリング」への対応を要望します。具体的には、素案のp.9「(2)女性のキャリアアップに対する支援、デジタル人材の育成」の項における1段落目の「ライフステージに合わせたリカレント教育を実施し、女性の活躍を支援します。」について、「ライフステージに合わせたリカレント教育およびリスクリング支援を実施し、女性の活躍を支援します。」と修正した上で、追加項番として「⑨ 上記①～⑧における施策は、リスクリング支援の観点から、対象者の所属する企業を通じた実施を可能とし、女性が参加しやすい環境を推進します。」などの文言追加を要望します。 ○ 「リカレント」とは主に休職・退職時において個人主導によるスキルアップを目指す行為を指すのに対して、「リスクリング」は企業主導で従業者のスキルアップを支援することと定義されています。 ○ 過去、当社内で実施したスキルアップ研修や研修費用を会社負担とした講座において、女性は100%の出席率でした。しかし、徳島県内外で実施する任意参加の講座への参加率は非常に低く、従業者の10%に満たないと把握しています。女性の学習意欲が非常に高いにもかかわらず、会社支援ではない学習機会に参加しない理由として「家事・育児との両立のために、学習時間を作れない」「家事・育児の時間や費用を削ってまで参加しにくい」というコメントが多く出ます。 ○ 女性が持つ学習意欲を支援するためには、県からの予算で講座を実施するだけでは参加しづらい層がいることは現実で、それは特に就業中の女性に多くいる状態です。県が実施する施策を有効活用するためにも、家族・家庭の理解だけでなく、所属企業からの理解と支援が必須だと考えます。そのためにも、支援策・講座への女性参加について、企業を通して促すことを明記することを要望します。	女性のキャリアアップ支援については、ライフステージにあわせ、リカレント教育だけでなく企業におけるリスクリング支援を推進して参ります。 文言の修正・追加については、いただきました御意見を参考に検討させていただきます。
30	「男女」という記載・・・「すべての人」「誰もが」など → ダイバーシティを目指すために現状、国の計画を見ても、性別が「男」「女」の2つとされているので、県レベルでの対応は難しいと考えられますが、性別二元論については大きな課題だと感じています。インターセックスなど男性と女性の身体的な特徴を持って生まれてきた方や、精神的な面で男性でも女性でも無いという方が存在するにも関わらず、「性別二元論」を社会規範としている現状は、社会生活を送るうえで、男か女のどちらか一方に分類されてしまいます。それは、徳島県が目指す「多様な生き方・働き方を実現できる誰もが輝く社会の創造」、ダイバーシティ社会や多様性を認め合う社会という基本目標に当てはまるのでしょうか？ 上記は、各都道府県だけの課題ではないと思いますが、全ての人の権利や人権を尊重するためにも、一人ひとりが今後も自分事として受け止め、継続して考え続けていかなければいけないことだと思います。徳島県にも、国に先駆けて、是非自分事として検討していただきたいです。	本県の男女共同参画施策の推進に当たっては、素案第2章4(9)に記載のとおり、多種多様な人々が共存するダイバーシティ社会の実現を目指し、性の多様性にも配慮しながら進めているところです。一方、いわゆる「女性」と「男性」の格差はまだまだ存在しており、「男女」共同参画を一層推進する必要性に鑑み、当計画においては「男女」の表記を従来どおり使用することとします。
31	「保護者」という記載・・・「保護者・養育者」→ いろいろな家庭や家族の形(社会的養護の場で育つ子どもたちなど)があることから、子どもを育てているのは保護者だけではないので、養育者も入れていただきたい。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
32	p3「多様な生き方・働き方を実現できる誰もが輝く社会の創造」 → 生きやすい/取り残されない社会の創造・・・輝くという言葉にもツイメージは？	素案第2章2にあるように「未来に夢と希望を持つことができ、その実現に向かって、誰もが活躍し、躍動する徳島」の実現をめざすべき将来像としております。
33	p18<現状・課題・その解決に向けての方向性>3段落目 →具体的には、どんなふうにごどこで予防教育をしていくのですか？	県では、中学生、高校生、大学生等を対象に恋人間でおきる暴力(デートDV)やDV等の防止に関して理解と関心を深めてもらうため、出前講座で「デートDV防止セミナー」を実施し、若者の意識啓発を図っているところです。
34	p18(1)について →民間団体とは、どんな団体が入りますか？(NPOやNGO等具体的に用語を定義して記載して欲しい。) また、「民間団体の支援」とはどんな支援ですか？(婦人保護施設や民間のシェルターなど):行政と民間のシェルターや婦人保護施設と民間のシェルターの連携など、現状行政手続きや縦割りの部分から、スムーズに連携できないなど、大きな壁となっていることもあります。民間団体の支援の中にはどんな支援が入るのか具体的に記載して欲しいです。(金銭的な支援・関係協力機関の連携方法等)	県では、DV被害者支援を行う一般財団法人やNPO法人、任意団体等の民間団体の活動に対する助成や支援者の資質向上等を目的とした研修を実施しております。いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
35	・p23(1)①について →市町村の連携や多職種連携など、どこと協力体制や連携体制を築いて、具体的にどう適切な支援メニューを総合的・包括的に支援していくかの記載が必要なのは？	いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。
36	p23(1)④について →地域福祉の推進とは、具体的にどんなことですか？	地域福祉の推進とは、福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう、地域住民が抱えている課題を把握し、その解決に向けて支援を行っていくことです。
37	p23(1)④について →徳島県には、パートナーシップ制度を取り入れている自治体がありますが、ダイバーシティの観点から、「単独世帯」や「夫婦のみ世帯」、「ひとり親世帯」のみの記載では、上記の方たちが含まれているイメージではないと考えますが、いかがでしょうか？	多様な家族形態の一例として「単独世帯」「夫婦のみの世帯」「ひとり親世帯」をあげております。
38	p24(2)②について →学校教育は、性に関する正しい知識を得るための重要な基礎となる学びの場である。包括的性教育の必要性や現状、学校教育において、実際に有効な性に関する知識や予防教育が実施されているかと問われると、残念ながらまだまだである。その現状を鑑みると、世界でスタンダードとされている「国際セクシャリティ教育ガイダンス」を活用した「性と生殖に関する健康と権利」の視点を基盤とした、「包括的性教育」の必要性をしっかりと明記して記載して欲しい。 また、妊娠・出産、人工妊娠中絶の記載も入れて欲しい。中絶は1つの選択肢であり、女性にとっては重要な権利でもあると言えるため。	令和5年度から子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、すべての学校において「生命(いのち)の安全教育」を推進することとしております。 今後も、多様性を認め合い、自他を尊重する態度を育てる人権教育の推進に向けて、学校教育活動全体を通じて取り組んで参ります。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
39	p24(2)③について →現状、高等学校では多くの場合「自主退学」や定時制や通信制への「編入」を選択せざる負えない状況にある。教員や大人からの無言の圧力などもあり、そうせざる負えなかったり、そもそも「休学」して「復学」などの選択肢さえ知らされなかったりする現状があるが、各学校の校則や管理職への周知徹底など、具体的にどう支援を進めるのかを記載して欲しい。	文部科学省の「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について(通知)」において、「妊娠した生徒の学業の継続に向けた考え方」や「妊娠した生徒に対する具体的な支援の在り方」、「日常的な指導の実施」について示されており、その内容に基づき学校において適切な対応がなされています。引き続き、学校への周知徹底に努めて参ります。
40	p24(2)④について →どんな情報ツールで、それはいつまでに実施するのか？安心して性に関する悩みを相談できる窓口は、どこでどう周知していくのか、具体的な方法を記載して欲しい。	県では、LINEアカウント「性とカラダのみらいナビ@とくしま」を開設し、自動応答による性と生殖に関する正しい知識の提供や相談窓口の案内、情報発信を行っており、県内の高等学校や大学等において啓発カードを配布したところです。今後も多くの方に認知していただけるよう更に周知・広報を図って参ります。
41	P25, 26(1) ⑦ →学校教育での包括的性教育への取り組みの必要性をもう少し具体的に記載して欲しい。	令和5年度から子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、すべての学校において「生命(いのち)の安全教育」を推進することとしております。 今後も、多様性を認め合い、自他を尊重する態度を育てる人権教育の推進に向けて、学校教育活動全体を通じて取り組んで参ります。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
42	p26(2)について →妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の確保はとても重要です。その前提として、切れ目に陥らないための予防支援の体制構築なども記載して欲しい	市町村では「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行うとともに、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談支援し、ニーズに応じた支援につなぐ伴走型の相談支援体制を整備しているところであり、相談支援の充実・強化が図られるよう、市町村に対し必要な情報提供や的確な助言を行って参ります。
43	p27②について →どこと、どのように連携して、身体的な回復を実施するのか？(海外では、助産師のような立場の専門家が定期的に自宅に訪問して身体的な回復のケアを行ったり、本人が現地に行きケアを行ったり、産後ドゥーラ等、金銭的にもしっかり予算確保され、本人たちの負担感はかなり少ない)	出産後、心身の不調や育児不安を抱えている方が、地域で安心して子育てができるよう、各市町村においては、産前・産後の心身のケアや育児のサポート等の支援事業を実施しています。 【URL】 https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kenko/7208208/ また、県では、精神科受診が必要な妊産婦をスムーズに支援につなげる体制を構築し、産婦人科、精神科及び各市町村との緊密な連携のもと、地域で安心して妊娠、出産、子育てに取り組めるよう支援しているところです。
44	p27④について →どこで正しい知識の普及啓発を行うのか？学校と連携するのか、若者が妊娠や出産、中絶に関する正しい知識を得られる第三の居場所や他機関との連携(既存のNPOなどの民間団体)など、具体的にどう普及啓発に取り組むのかの記載がしていただきたい。	県では、男女の体の仕組みや性感染症、避妊方法等を産科医のメッセージや助産師の実技指導を交え、分かりやすく解説した教育動画を作成し、公開しています。今後は、県内高等学校等において活用いただけるよう、推進して参ります。
45	p27⑤について →経営者や職場での研修などを実施していくというイメージであれば、具体的に商工会議所や経済団体など、民間の関係各所と行政がしっかり連携して取り組んでいく旨を具体的に記載して欲しい。	「関係機関」については、徳島労働局、ハローワーク、各経済団体などを想定していますが、便宜上、包括的に記載をしています。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
46	p28<現状・課題・その解決に向けての方向性>2段落目 →女性と男性が災害から受ける影響とはどんなことですか？ また、女性と男性だけの記載では、LGBTQなど性的マイノリティの方をイメージしづらいです。ダイバーシティの観点から、記載の必要があるのでは？検討いただきたいです。また、避難所での性被害対策についても、実際に大きな問題となっています。計画にはしっかり明記してほしいです。	男性と女性にはそれぞれ特有の健康上の問題点等があることから、災害から受ける影響や被災時のニーズは男女で異なります。災害時は、平常時の社会の課題が顕著になるため、女性の置かれている状況がより厳しくなる傾向にあり、防災・事前復興の取組を進めるに当たって、女性の参画を拡大することで、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策を進められると考えております。 避難所での性被害対策については、徳島県地域防災計画において、「災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、『暴力は許されない』意識の普及、徹底を図る」ことを定め、対策を進めております。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
47	p33<現状・課題・その解決に向けての方向性>3段落目 →男女平等とは、男性も女性もどんな分野でも「みな等しい」ことをという理解でよいのでしょうか？ 多様な人がいる中でダイバーシティの観点から考えると、平等というよりも、「公正」や「公平」の表記が適切ではないのかと思う。	本計画においては、男女平等とは、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されていることを意味しておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
48	p33②について →これは、どんな場で理解の促進を図るのか？ 具体的な機関を記載して欲しい。学校や教育機関、職場での研修の必要性なども明記した方がよいのでは？	男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」や人権教育啓発推進センター「あいポート徳島」を中心に学習機会を設けて参ります。また学校等における取組は素案主要課題10(2)に、職場での取組については、素案主要課題1(6)にそれぞれ記載しております。
49	p33④について →平和で豊かな社会の実現には、「安全で安心が保たれることが前提なのではないかと考える。したがって、平和で豊かな社会の実現に向けの前に安全で安心が保たれなどの言葉を追加してはどうか？ また、どんな人がいつから学習できますか？ 必然的に学習できるようになりますか？	ご意見のとおり、平和で豊かな社会の実現には、「安全で安心が保たれる」ことを前提としておりますので、ご理解いただくようよろしくお願いいたします。 また、男女共同参画総合支援センターや人権教育啓発推進センターで、県民の方が参加できる人権尊重や男女共同参画に関する講座や研修会、セミナーを開催するとともに、男女共同参画総合支援センターでは、学校や地域、企業等に出向いて行う出前講座を実施し、多くの方に学習いただける機会を提供しています。
50	p33⑤について →具体的にどういった機会ですか？	県立総合高等学校「まなびーあ徳島」では、「県民“まなび”拠点」として生涯学習等を目的に様々な講座を設けて学習機会を提供するとともに、県民が学んだ知識を地域に還元できる場として、県民自らが講師となり講座を企画運営していただく「県民企画講座」を募集し、実施しています。 また、県では、(公財)とくしま“あい”ランド推進協議会と連携し、「地域福祉を推進するリーダーとして活躍する人材の養成」を目的として、55歳以上の方を対象とした「シルバー大学校」を開講しています。 さらに、「より専門的で高いレベルの学習に取り組みたい」という方々のために、防災やICT分野など6つの専門分野からなる「シルバー大学校大学院」を開講しています。 このほか、「ケーブルテレビ」や「Web」を活用した「活き活きシニア放送講座」や「Web講座」も開講しています。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
51	p34②について次の文章に変更してはどうか。 「多様な性の在り方について、認識を深め、誰もが尊重し合うための包括的な性教育に関する指導を推進します。学習指導要領にのっとり、国際セクシャリティ教育ガイダンス【改訂版】～科学的根拠に基づいたアプローチ～ユネスコ編とを組み合わせ、保護者や養育者、地域の理解を得ながら、子どもの知る権利を尊重しながら適切に推進します。」	令和5年度から子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、すべての学校において「生命(いのち)の安全教育」を推進することとしております。 今後も、多様性を認め合い、自他を尊重する態度を育てる人権教育の推進に向けて、学校教育活動全体を通じて取り組んで参ります。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
52	p34⑥について →「保護者」の部分について、いろいろな家庭や家族の形(社会的養護の場で育つ子どもたちなど)があることから、子どもを育てているのは保護者だけではないので、養育者も入れていただきたい。また、「各家庭が」となっているが、児童養護施設や社会的養護の施設で生活している子どもたちもいるので、この記載は別の言葉などを要検討していただきたい。	近年、家族形態の多様化、少子化、地域とのつながりの希薄化など、家庭とそれを取り巻く環境が大きく変化し、家庭と子供が抱える問題が複雑化する中、様々な環境で養育される子どもたちがいることはご意見のとおりです。 ここでは、これらの課題解決を目指し制定された「徳島県家庭教育支援条例」に基づき、推進方策として記述をしていることから、第2条で「この条例において『家庭教育』とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子供を現に監護する者をいう。)が子供に対して行う教育をいう」と定義していることを、注釈に追加するよう検討させていただきます。
53	女性管理職や女性社長比率が全国トップクラスという優位性がある他県に比べてあるので、さらに女性が創業したり都会からサテライトオフィスを持ってきてくれたりしやすい税制優遇や環境、良い人材があれば、若い方が徳島に入ってきてくれて街が活性化し、良い流れができるのではないのでしょうか。その意味で、6ページの最後に記載されている「県内外への発信」は、行政だけでなく民間や色んなところを巻き込んで、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいです。	女性活躍やダイバーシティの推進に向けた県内の取組を、企業や商工団体、大学等関係機関と連携して、様々な機会を捉えて、積極的に発信して参ります。
54	県内企業の人材確保が大きな課題となっていますが、特に育児中などは、より積極的な介入、マッチング提案がなければ、就業に至らないかもしれません。御検討いただきたいです。	就職に関する情報の提供やスキルアップに向けた講座等を開催するとともに、マッチングフェアを実施することにより、出産や育児、介護等により離職せざるを得なかった女性の再就職準備や就労を積極的に支援して参ります。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
55	人材育成については、県が実施されているテレワーク講座を受講して、すぐよかったと思うので、個人だけでなく、県内企業でも活用してもらえるよう、さらに内容や広報の仕方をブラッシュアップしてほしいと思います。	テレワーク講座については、働きながら学べる講座を実施していくとともに、企業のリスティングにも活用していただけるよう、内容をブラッシュアップしながら、周知広報もしっかりと行って参ります。
56	p39⑬ →障がい者が必要な時に受けられるよう(障がい者のライフステージに合わせて必要な時に受けられるよう)とすることで、障がいのある人が結婚し、子どもを産み育てる上で安心して子育てができる環境が整うと思います。	素案主要課題12(1)⑬に記載の「必要なサービスを必要な時に」については、「ライフステージに応じた」とのご意見の趣旨を含んでおり、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、ライフステージに応じ、必要な障がい福祉サービスの提供の推進を図って参ります。 また、障がい者の結婚、出産、子育て支援については、障がい福祉サービスはもとより、母子保健や児童福祉等、市町村をはじめとする関係機関とも連携しながら、障がいのある方々の希望する生活の実現に向け、取り組んで参ります。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
57	p39⑭ →障がい者に対する雇用→(障がい者に対するテレワークを含めた雇用)を推進することで、働きながら子育てを両立できる環境が整い、雇用の更なる創出に繋がると思います。	時間や場所にとらわれない働き方であるテレワークは、様々な障がいのある方が就労するにあたり有効な手段であると考えています。 今後も、テレワーク推進施策と連携し、障がい者の雇用の促進を図って参ります。
58	基本計画は意識啓発・推進の性格が強いものと理解しますが、県総合計画中の行動計画と指標に結びつけ、具体的なとくしま創生の実現を求めます。	本計画は効果的・効率的な進捗管理を行えるよう、徳島県総合計画と計画期間をそろえ、一部の成果目標については共通の項目を設定して、各種施策を推進して参ります。
59	課題ありきの「支援」に重点が置かれているように感じましたが、課題の発生抑制に目を向けたアプローチの拡充を求めます。	様々な機会を捉えての意識啓発の実施等により、課題の発生防止を目指した取組を進めておりますのでご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。
60	p15(3)① →男性の家事・育児休暇の関わりは、我が国のジェンダーバイアスが根強く、主力である女性のお手伝い・支援の認識から抜け出せないのが現状であると思います。「男性が育児に参画・実践できる…」を「男性が父親としての役割を担う」とするのはいかがでしょうか。	「男性が育児に参画・実践できる」というのは、まさに男性が父親としての役割を担い、男女が共に家事や育児等に携わっていくことを指しております。 文言の見直しについては、いただきました御意見を参考に検討させていただきます。
61	主要課題9・10について 「現状・課題の解決に向けた方向性」として、男女共同参画に関する“広報・意識啓発・教育”が示されていますが、私たちのまちを見渡すと、官民施設の「ベビーコーナー」は女性トイレの中にあり、張り紙には「おかあさんと一緒に遊んでね」と母親向けのメッセージに限られるなど、アンコンシャス・バイアス解消どころか深める要素であふれていると感じます。総合政策においては、この点に関する行動計画も指標も見当たらず、現状の施策では具体的な課題解決は難しいのではないのでしょうか。男性を含む多様なアクターの声を聞き、ソフトとハードの両面からの「基本方針 地域でともに支え合う社会づくり」の実装を期待します。	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
62	p39⑳について、日本全体、また医療業界等でも普及が進んでいる「やさしい日本語」によるコミュニケーションづくりに触れていただくのはいかがでしょうか。外国人に日本語能力の高み求めるのみならず、日本社会からの歩み寄りが、外国人が住みやすくなるまちづくりを推進すると考えます。	県では、多文化共生の地域づくりに向け、外国人を対象とした日本語教室の開催のほか、「やさしい日本語」の普及・啓発に努めているところです。コミュニケーションにおいては、「やさしい日本語」のみならず非言語情報等を含む多様なツールの活用が重要となりますので、記載にかかわらず、今後も「やさしい日本語」の更なる普及を推進して参ります。
63	p39㉓「優れた『国際感覚』を持つ人材」には、今県内、特に地方で急増している外国人住民にも目を向け、自分たちの住む「地域の国際化」について考えられる感覚も含んでほしいと願っております。	国籍に関わらず、すべての人が安心して暮らし、自立しながら支え合い、個性や能力を発揮して活躍し続けられる「ダイバーシティとくしま」を担う人材の育成に向け、すべての児童生徒を対象とした「多文化共生・異文化理解」に基づく、多様性を育む教育を推進しているところです。さらに、帰国・外国人児童生徒が社会への適応や経済的・社会的な自立を実現するため、日本語指導はもとより、学校生活や学習支援等の包括的な支援を推進して参ります。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
64	p40③「地域共生社会の実現に向けた体制整備」について、困り事ありきの「支援」に重点が置かれているように思います。地域共生社会の理念である「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて／住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく」社会への理解促進と、これを実現するような、制度・分野を超えた「地域住民や多様な主体が参画する」場を創ってほしいと思います。「ダイバーシティとくしま推進方針」に「・・・区分を一旦取り払い、一人ひとりが同じ人間として、ちがいを認め合いつつ、理解し合うことからはじめていく必要・・・」という素晴らしい文言がございます。「ダイバーシティとくしま」の実現に、県民が自然に主体的に参画する文化・機会の醸成を期待します。	県では、「とくしま孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設立し、行政機関に加えてNPO法人や社会福祉法人、民間企業など多種多様な団体が参画し、見守りや交流ができる「居場所の確保」、人と人との「つながり」が実感できる「地域づくり」などに、制度・分野を超えて、様々な角度から重層的に展開していくこととしています。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
65	p7の「エンパワーメント」の注釈について ここでの意味は、もっと深い意味だと思うので、より計画の内容に沿った表現にすることが望ましいと感じます。 「力をつけること」という意味 → 「ひとり一人が本来持っている力を発揮し、自らの意思決定により自発的に行動できるようにすること」という意味	いただいたご意見を参考に、表記の変更を検討させていただきます。
66	p18① 4行目の「関係機関との連携」について、「警察や民間支援団体等関係機関との連携」とすることで、連携先が具体的に明記され、わかりやすいと思います。	いただいたご意見を参考に、表記の変更を検討させていただきます。
67	p19(1)⑥について、抽象的な内容に留まっていると思われるのですが、具体的にどんな施策を考えておられるのか知りたいです。	警察と連携し、被害者に無償で携帯用緊急通報装置を貸与することにより被害者の安全を図っています。また、配偶者暴力相談支援センターにおいて適切な相談支援が行えるよう、研修を実施しています。
68	p19(1)⑦について、「被害者支援に取り組む民間団体の育成、活動の活性化および先進的な取組を推進し、官民が連携して被害者支援の充実を図ります。」とすることで、民間団体の柔軟な対応力を生かし県内被害者支援の充実がさらに図られると思われます。	いただいたご意見につきましては、計画に反映させていただきます。
69	主要課題5 推進方策(1)に「⑫男性被害者等に対する必要な配慮が図られるよう、相談及び支援体制の充実を図ります。」を追加することで、男性被害者(令和2年度の内閣府の統計では、5人に1人の男性が配偶者から暴力を受けたと回答)に対する支援も整備が進むと期待でき、徳島で暮らす誰もが暴力を許さない社会を創る一員であるとの自覚が持てると思います。 私は日ごろ、県内の民間団体でDV被害者支援を行っており、ワンストップで相談からシェルターでの一時保護、同行支援、自立まで包括的な支援を行っています。DV被害者支援において官民連携をさらに図ることにより、私たち民間団体の迅速で柔軟な対応力は県内被害者支援の充実に貢献できると信じております。また、県内にも重篤な男性被害者がいらっしゃいますが、公的なシェルターはもちろん相談機関も少ないのが現状です。計画に男性被害者への支援も盛り込んでいただき、暴力を許さず誰もが安心して暮らせる徳島にしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
70	p1 (2)3行目 男女共同参画基本計画策定済の県内市町村: 8市4町とありますが、8市16町での策定を推進し、県内全域で取り組む姿勢を示してほしい	主要課題11(1)⑥にも記載のとおり、県は、市町村における「男女共同参画基本計画」及び女性活躍推進法に基づく「推進計画」の策定が推進されるよう、情報の提供、技術的な助言等を行って参ります。
71	p1(3)県民、事業者、NPO(民間非営利団体)に対して、とありますが、尊大に感じるため「に対して」→「と共に」 「示し」→「計画や目標を共有し」と市民社会組織をさらに活性するためにも協働する姿勢を示してほしい	いただいたご意見につきましては、計画に反映させていただきます。
72	p2 3 6行目 「男女間の格差の解消に重点を置き」について、 4行目の65.9%が何%になれば解消された、もしくは効果があつたとするのか目標を数値で示してほしい	いただいたご意見を参考に、成果目標を検討させていただきます。
73	p3 (5) p5 6 (3) 生活上の困難を抱える女性とは、どのようなことが困難になるのか具体的な記載が必要だと思う 多くの女性は困難な状況にあっても、それは環境ではなく自分の責任である思い、また自分が困難を抱えていると客観的に認識することが難しいと思う	生活上の困難を抱える女性につきましては、主要課題6<現状・課題・その解決に向けての方向性>において、記載しております。いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
74	p9 (4)固定化された役割の創業コーディネーターだけでなく、女性の創業コーディネーターの育成も必要だと思う	県では、女性の起業・創業を支援するため、女性起業家による女性起業塾の開催や創業相談等の支援を行っております。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
75	p9(4)②個別相談だけでなく、半年～1年程度の伴走支援やメンター制度の導入も検討してほしい	県では、事業の立ち上げから創業後のフォローアップまでを一体的に支援する「創業促進あつたかビジネス支援事業」を展開し、きめ細かな伴走支援に取り組んでおります。今後とも、意欲的な創業者の支援を行って参ります。
76	p23～24について、ひとり親でもなく、生活保護家庭でもなく、一見普通の生活をしているように見える女性や子どももいることを理解してほしい。 「困っている人」の支援だけでなく、「必要な人」に支援や情報や物資が届くような政策であってほしい	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
77	p23(1)⑤様々な困難を抱える子ども・若者やその家族を支援するため、地域における支援者を養成し、関係機関相互の連携を促進します →支援者の養成と並行し、すでに支援をおこなっている民間団体との連携強化も検討してほしい	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
78	p24(2)①市町村において→県内の全市町村と明記してほしい	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
79	p24(2)②具体的にどのような指導を行うのか、取り組みが学校単位などによって差が出ないように記載してほしい	学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるようにすることを目的に、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしています。各学校において、児童生徒の発達段階を踏まえ、学校や地域等の実態に合わせて取り組んでいるところです。今後も学校全体で共通理解を図りながら、性に関する指導を行って参ります。
80	p24(2)③高等学校等において→中学生でも小学生でも妊娠のリスクはあるため、女子生徒であれば誰でも権利がある。大学生であっても同じように支援が受けられるべき	高等学校等の中の「等」に他の校種も含まれるものと考えており、個別の事案に対応し適切な支援につなげて参ります。
81	p24(2)④若者の多くは情報を得ることに困っていないので、ツールではなく窓口への案内方法について検討すべき	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
82	p24(3)困難な問題を抱える女性→困難な問題とはどのようなことなのか、具体的に記載して欲しい ひとり親でもなく、生活保護家庭でもなく、一見普通の生活をしているように見える女性や子どももいることを理解してほしい 「困っている人」の支援だけでなく、「必要な人」に支援や情報や物資が届くような政策であってほしい	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
83	仕事＝労働力を提供すると考えがちだが、実際は自分の担っている仕事に対して「責任」を持ち、その責任の対価として報酬が支払われている。 子供を育てながら働くということは、我が子を育てるという責任を背負いながら、自分の行った仕事に対しても責任を負うということであり、特に不測の事態(子供の病気・顧客からのクレームやトラブル等)が生じた場合、その両方の責任を同時に背負うことが物理的に困難になる。 「そのときは職場や家族など周囲の人間がフォローすればよい」というが、そもそも人手が不足しているからこのような事態となっているのであり、周囲も頻繁にフォローできるほど暇ではない。 仕事復帰をためらっている人たちは、自分の職業スキルを心配しているのではなく、自分が仕事をしている間に子供がどうなるかを心配している人が大半だと思う。よって、新しいスキルを身に付けるための職業訓練やセミナーを行うことに対する効果はやや疑問。(どのような職に就くか、どのようなスキルを磨くかについては、高校生・大学生に予算を付けた方が効果は高い気がする) 女性(というより共働き世帯)の職業生活における活躍を推進するためには、親が仕事をしている間に子供を安心して預けられる環境を作ることが必要だと感じる。特に、病児保育や放課後の学童など、学校や保育園が利用できない状況や時間帯におけるサポートが重要であり、そこに予算をつけて積極的な対応を取るべきではないかと感じる。	素案主要課題3(2)⑥において記載のとおり放課後児童クラブに関する取組を進めます。また、引き続き、市町村と連携し、待機児童解消の継続に取り組むとともに、病児・病後児保育事業の推進に積極的に取り組んで参ります。(素案主要課題3(2)④⑦に記載。)
84	推進方策に次の項目を追加 ・女性が働き続けられる環境づくり、職場に対する各種支援→企業内保育の促進	企業主導型保育施設の設置については、内閣府の事業を有効に活用しながら取り組んでおります。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
85	推進方策に次の項目を追加 ・延長保育・学童保育(児童クラブ)の充実 ・保育園の増設→ 待機児童ゼロの実現 ・保育士の雇用拡大→ 有資格者の再雇用、待遇の改善	「延長保育の充実」につきまして、素案主要課題3(2)⑤の「子育て支援体制の充実」において、必要な支援を実施して参ります。 「放課後児童クラブ」につきましては、3(2)⑥において記載のとりの取組を進めることとしております。 また、「待機児童ゼロの実現」につきましては、本県の待機児童はR4.4.1時点でゼロとなったところですが、引き続き、「待機児童解消の継続」を図ることとし、3(2)④に記載するとともに、「有資格者の再雇用」につきましては、同項目に「保育士等の人材確保を促進」として記載し、推進することとしております。 なお、保育士等の「待遇の改善」につきましては、いただいた御意見を参考に計画に反映いたします。
86	推進方策に次の項目を追加 ・リスキリング(学び直し)の支援→教育訓練給付金制度に準ずる県独自の制度の制定	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
87	推進方策に次の項目を追加 ・他の地域から移住して来られたかた(女性)が集う会→ 県が主導して、各市町村へ設置の働きかけをする。	県では移住者が抱える不安を解消し、安心して定住して頂けるよう、市町村や移住支援団体と連携し、交流会を実施しております。なお、市町村単独で交流会を実施している例もございます。交流会につきましては広く移住された方が参加できるよう、SNSで発信しており、市町村にも概要を情報提供しております。いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
88	p6 <現状・課題・その解決に向けての方向性> 6段落目について 「職業生活と家庭生活の両立」という言葉に、昭和の価値観を感じます。性別役割分担意識のアップデートが進むことを願っています。家事、育児、介護など、女性が関わるべきという無意識のバイアスが、社会の中に存在しています。そこを女性が担いながら、仕事もする、ここに難しさがあります。また、家庭生活や職業生活において、自分の意思を持つことが可能だとすら思っていない女性も存在します。	県においても、男女共同参画社会の形成には、一人ひとりの生活に根強く残っている固定的な性別役割分担意識等の解消が必要であると認識しています。素案主要課題1(1)①にあるように、性別に関わらず、多様な生き方を選択することができるよう、固定的な性別役割分担意識や性差等に対するアンコンシャス・バイアスを解消するために、引き続き、効果的な普及啓発を行って参ります。
89	p6 <現状・課題・その解決に向けての方向性> 7段落目について 「一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方やキャリア形成を選択できる社会を実現する」ととても大切なことだと思います。長く生きることを想定してキャリアを考える時代になりました。どんな働き方を考えることが必要で、年齢に応じてどんなことが可能なのか、具体例やモデルが紹介されるとイメージしやすいです。今後、高齢女性の貧困率が上がると予想されています。地方においては、リスキリング後のスキルを生かせる、ライフスタイルに合った就業先を見つけにくいことも課題です。シングルマザー、シングル女性(未婚、離婚、死別)にとつての課題は、家庭経済を支える主たる収入を安定的に得ることです。非正規から非正規への転職を繰り返すことで、キャリアは形成されているのですが、生活に必要な収入を十分に得ることができません。これが、高齢女性の貧困率が上がることに、つながっていると考えます。50代～、60代～、70代～、80代～、90代～と、中高年女性の年代別の、徳島県での働き方とキャリア形成についての提案や具体例の紹介をするのはどうでしょうか。	県では、「とくしま“はたらく”女性応援ネット」において、県の取組状況や「働く女性のロールモデル事例集」などの紹介をしています。 今後も、「とくしま“はたらく”女性応援ネット」の充実を図り、積極的に情報発信して参ります。 【URL】https://www.pref.tokushima.lg.jp/hataraku-josei/
90	p7(1)⑧について 現在、このようなポータルサイトが存在するのでしょうか？もしあれば是非アクセスし、情報を得たいと思います。	

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
91	p7(1)⑩について 令和5年1月31日現在の賛同者は304名で、徳島県の賛同者は、徳島県知事お一人でした。周知広報されることから賛同する男性リーダーが増えることに期待します。 四国の他県の参加人数は、「香川県 2名 愛媛県 13名 高知県 1名」でした。	県では、令和4年12月に「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」の趣旨を周知広報し、県内企業の男性リーダーのネットワークを拡げることを目的に、地域シンポジウムを内閣府と共催で開催したところです。今後も、県内の賛同者が増加するよう周知広報に努めて参ります。
92	p9(3)について 女性自身の選択で、非正規雇用を選んでいる場合が多いというのが徳島県の現状ではないかと思えます。度々、耳にするのは、賃金や社会保障などの待遇差があるにも関わらず、業務内容が正社員と変わらないことです。有能さを発揮すると仕事量と責任や負担が増える。年数を重ねベテランになると正社員より仕事ができる場合もあり、パート、アルバイトにも関わらず、過度な期待と要望を押し付けられるなど、意図的に非正規雇用を選んでいるにも関わらず、正社員並みの仕事量を要求されると不満を抱えているケースがあります。女性が正規雇用を望まない背景には、家庭生活と健康上の理由があります。正規雇用されても、家庭生活や健康上の変化により正社員として継続勤務できない場合もあります。このような不安定さは、企業側にとっても女性の正規雇用を増やすハードルの一つだと思います。パート、アルバイトで、複数の職場の掛け持ちし、非正規で働くことを希望する女性たちにも、経済的自立ができる収入を得られるような環境が整えられる仕組みは考えられないでしょうか。シングルマザー、障がいを抱えた女性、高齢女性など、正社員としての就労が難しいケースが存在します。多様な就労機会の創出に期待します。	仕事と家庭の両立など、個々のライフスタイルに応じた働き方により、多様な人材の能力発揮が可能となることから、テレワークの普及やフレックスタイム制の導入などを推進し、多様な就労機会の創出に取り組んで参ります。 いただいた御意見につきましては、今後の施策を推進するで参考とさせていただきます。
93	p10(6)①について 「関係機関」について具体的に教えてください。	「関係機関」については、徳島労働局、ハローワーク、各経済団体や県社会保険労務士会などを想定しています。
94	p10(6)②について とても大切なことだと思います。この理由から離職する人や、敬遠される職種となることを懸念します。介護だけでなく、看護の現場でも共通課題があると思います。利用者とその家族が、ハラスメントに対する意識がないことも理由の一つだと思います。利用者や家族が、介護現場でのハラスメントについて理解が深まるリーフレットなどがあると良いのではないのでしょうか。	介護現場におけるハラスメントの防止対策については、介護人材の確保に直結する大変重要な課題であり、介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善を図っていく必要があります。 令和3年度介護報酬改定において、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントなどのハラスメント対策として、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることが義務づけられております。 そのため、県では介護サービス事業者に対して、運営指導や集団指導などのあらゆる機会を通じて、指導を行なっているところです。 また、厚生労働省において、介護サービス事業所へのハラスメント対策のための支援として、マニュアルや研修の手引き、事例集などがホームページで公表されていることから、これらを活用し、さらなる普及・啓発にも努めています。

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する県の考え方
95	p25<現状・課題・その解決に向けての方向性> 1段落目について 思春期、更年期、老年期など女性のライフステージに応じた適切な健康の保持増進についての、健康支援も加えて欲しいと思います。 更年期についての提案 「更年期症状は、女性の仕事にどんな影響を及ぼしているのか?」「仕事で不利」56.1%／更年期症状の自覚「50代以上」72.0%、「力が出せない」75.2%、「特別休暇必要」57.1% ～しゅふJOB総研調査～」というアンケート結果が出ています。このようなデータの積極的な公開や、日本女性医学学会からの情報紹介をしてはどうでしょうか。	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
96	p24(3)について 意見：高齢女性の貧困に特化した支援策の検討と計画も、ぜひ盛り込んでください。 根拠：2020年の徳島県の高齢化率は34.5%で、全国平均28.7%を超えており、都道府県の中で4番目に高くなっています。2045年までに、41.5%に達し、10人に4人が高齢者になると予想されています。 県内の地域別の違いを考えると、地域によっては高齢化率が高くなります。女性の寿命が長いことから、男性よりも高齢女性の人数が多くなります。単身高齢女性の貧困問題が、社会において少しずつフォーカスされつつありますが、実情に合った政策や支援がないことが現状です。単身高齢女性の貧困率増加の背景には、女性の未婚、離婚、非正規雇用などの理由があります。国民年金だけでは生活が困難なこと、年金の支払いができておらず受給できない場合もあります。経済的な理由から、快適な生活環境を整えることが難しく、健康を害するケース、病院に通わないケースもあります。 提案：県内企業に協力を依頼し、高齢女性に特化した生活必需品セットを用意し、市役所、社協などで受け取ることができるサービスを考えるのは、どうでしょうか。例えば、尿パッド、シルバーおむつ、入れ歯安定剤、入れ歯用歯ブラシ、舌ブラシ、など、健康維持に必要なものに絞り、必要なものを必要となときに受け取れるという方法は、どうでしょうか。	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
97	p39⑩について 提案①徳島には全国屈指の「光ブロードバンド環境」があり、徳島県無料公衆LANサービス(freewifi)のスポットも、他県より充実していると感謝しています。スマホ体験教室開催時に、無料wifiスポットの案内と接続方法の説明も加えてはどうでしょうか。スマホやタブレットを利用している高齢者もおられますが、自宅にwifi環境がない方もあります。各市町村の広報誌や回覧で、wifiスポットの案内を接続方法を紹介するのも一案だと思います。 提案②スマホを持っており、基本的な操作や使い方は分かるけれど、ガラケーと比べて使い方が複雑になった。分からないと、携帯販売店に持っていったら教えてもらえず困っているという声を度々聞きます。デジタルに強い高齢者が中心になり、得意を生かして同世代の困りごとを助ける場をつくるのはどうでしょうか。	提案① 徳島県無料公衆無線LANサービス「Tokushima Free Wi-Fi」設置場所等につきましては、HP等で地図上にわかりやすく表示して公開しており、各施設ではステッカーやのぼり等でWi-Fiが利用可能であることをお知らせしているところです。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。 提案② 県は令和3年10月に設置した産学官連携のデジタル人材育成拠点である「とくしまデジタル人材育成プラットフォーム」において、高齢者をはじめ様々な年代の方を対象として「とくしまデジタル支援員」の育成を行い、育成した支援員が、「スマホ体験教室」の講師やアシスタントなどとして活動しているところです。 今後も「とくしまデジタル支援員」の活用を図って参ります。